

長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 8 日

長崎市長 鈴木史朗

長崎市条例第 30 号

長崎市福祉医療費支給条例の一部を改正する条例

長崎市福祉医療費支給条例（昭和 49 年長崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 1 項各号列記以外の部分中「掲げる施設」の次に「、病院」を加え、同項第 2 号中「第 5 条第 1 1 項」を「第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う病院、同条第 1 1 項」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設又は同法第 30 条第 1 項ただし書に規定するその他の適当な施設
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム
- (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 1 項に規定する特定施設又は同条第 2 5 項に規定する介護保険施設

第 2 条第 1 2 項中「入所し」の次に「、入院し」を加え、同条第 1 3 項に次の 1 号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

第 2 条第 14 項中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）又は」を削り、同条第 15 項及び第 16 項中「高齢者の医療の確保に関する法律又は」を削る。

第 3 条中「（昭和 25 年法律第 144 号）」を削り、「入所し」の次に「、入院し」を加える。

第 4 条第 1 号中「子ども」の次に「（満 1 歳に達する日の前日の属する月の末日までの間にある者を除く。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(4) 子ども（満 1 歳に達する日の前日の属する月の末日までの間にある者に限る。） 一部負担金に相当する額

第 8 条の見出しを「（受給資格の確認）」に改め、同条中「医療取扱機関に受給者証を提示しなければ」を「次の各号に掲げるいずれかの方法によって医療取扱機関から受給資格の確認を受けなければ」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(1) 受給者証を提示する方法

(2) 電子資格確認（医療保険各法に規定する電子資格確認をいう。）による方法

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条第 11 項各号列記以外の部分の改正規定、同項第 2 号の改正規定及び同項に 4 号を加える改正規定、同条第 12 項の改正規定、同条第 13 項に 1 号を加える改正規定、同条第 14 項から第 16 項までの改正規定、第 3 条の改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第 8 条（見出しを含む。）の改正規定 令和 9 年 4 月 1 日

（施設入所者に係る特例）

- 2 平成 1 8 年 1 0 月 1 日から前項第 1 号に掲げる規定の施行の日前までの間に、市長が特例施設入所者（この条例による改正後の長崎市福祉医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条第 1 1 項第 2 号（療養介護を行う病院に限る。）から第 6 号までに掲げる施設に入所し、入院し、又は入居する直前に本市の区域内に住所を有していた者をいう。）に関し支払った福祉医療費に相当する費用は、改正後の条例の相当の規定によって支給された福祉医療費とみなす。

（経過措置）

- 3 改正後の条例第 4 条第 1 号及び第 4 号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る福祉医療費から適用し、同日前に行われた医療に係る福祉医療費については、なお従前の例による。